

## 館山市行政事務委託に関する規則

昭和 46 年 4 月 1 日規則第 15 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、市民に対し行政事務連絡の徹底を図り、市と町内会等との連絡を円滑にし、もって市行政事務を効率的に運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「町内会等」とは、一定地域内の大多数が参加して、自主的に結成され、共同福祉の向上を目的として結成された町内会、区、自治会等これらに類似する組織で第 4 条に規定する承諾があったものをいう。

### (町内会の協力)

第 3 条 市長は、町内会等に次に掲げる事務について協力を求めることができる。

- (1) 市広報及び文書の配布に関すること。
- (2) 市通達事項の周知伝達に関すること。
- (3) 簡易な調査報告に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

### (事務取扱の承諾)

第 4 条 町内会等は、前条各号に定める事務を取り扱う場合は、当該事務を取り扱う年度の当初に、市行政事務取扱承諾書(別記第 1 号様式)及び町内会等代表者届出書(別記第 2 号様式)を市長に提出するものとする。ただし、町内会等の代表者が、前年度と同一である場合は、町内会等代表者届出書の提出を省略することができる。

### (事務費)

第 5 条 市長は、前条の承諾があった町内会等に事務を委託し、事務費を交付する。

- 2 前項の事務費の年額は、4,000 円に、毎年 4 月 1 日現在の当該町内会等の区域内の世帯数に 700 円を乗じて得た額を加えた額とする。
- 3 第 1 項の事務費は、一括して交付する。ただし、町内会等の承諾があった場合は、別の方法により交付することができる。

### (町内会等の変更)

第 6 条 町内会等の区域又は名称を変更しようとするときは、あらかじめ町内会等と市長は協議するものとする。

### (町内会等の代表者等の変更)

第 7 条 町内会等は、第 4 条に規定する市行政事務取扱承諾書の記載事項に変更があったときは、変更届(別記第 3 号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 町内会等は、第 4 条に規定する町内会等代表者届出書に記載した代表者に変更があったときは、町内会等代表者届出書(別記第 2 号様式)を提出するものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の前日において、現に第 3 条に規定する事務を取扱っている町内会にあっては、第 4 条の承諾があったものとみなす。
- 3 館山市連絡委員設置条例施行規則（昭和 31 年規則第 15 号）は、廃止する。

## 附 則 略

### 附 則（令和 2 年 2 月 2 7 日規則第 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。